業務委託等指名競争入札指名基準

東京水道株式会社

業務委託等指名競争入札指名基準

第１　目的

この基準は、契約事務規程第２４条第１項の規定に基づき、東京水道株式会社（以下「当社」という。）が発注する業務委託等の契約（工事の請負及び業務委託等の契約）に係る、指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加資格者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第２　定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　入札参加資格者とは、次のいずれかの条件を満たす者をいう。

イ　発注業務に係る東京都の入札参加資格を有し、当該発注案件の要件を満たす者

ロ　当社が既発注業務の履行状況が良好と認めた者又はこれと同等の履行能力があると認めた者

二　発注業務とは、発注しようとする業務委託等をいう。

三　既発注業務とは、既に発注した業務委託等をいう。

第３　指名の判断事項

当社は、入札参加資格者につき、次の各号に掲げる事項について調査の上、第４に定めるところにより指名する。

一　経営及び信用の状況

二　指名及び受注の状況

三　官公庁等における契約実績

四　既発注業務の履行状況

五　発注業務における地理的条件（営業所の所在地等）

六　発注業務の内容に適した専業性及び技術的適正

七　その他発注業務に対する履行能力

第４　指名の方法

指名業者は、以下の条件を満たす者を指名する。

一　財務諸帳票その他により、経営が信頼できること。

二　経営規模、取引実績その他の状況により、当該契約の履行が確実であること。

三　当該業務の履行に関し相当な経験を有し、かつ、履行成績（履行期限、履行結果等）が良好であること。

四　指名の条件として、前号一から三を満たすことに加え、発注業務の性質上、次に示す条件を指名の条件とすることができる。

イ　特殊な技術・設備等を必要とする場合、それらを有する者であること。

ロ　地理的条件に恵まれていること。

ハ　その他、発注業務単位に必要となる条件を満たしていること。

第５　指名の制限

一　不誠実な行為がある者

二　経営状況が著しく不健全である者

三　関係行政機関等からの情報により不適格であることが明確である者

四　契約監視委員会設置要綱第２条第三項に定める審議により、業者選定委員会において指名の制限の対象とされた者

五　東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱第３条第１項又は第２項に基づく排除措置期間に該当する者

六　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する者

七　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の更生手続開始の申立てをした者
八　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の再生手続開始の申立てをした者
九　手形若しくは小切手が不渡りになったとき等（以下「経営不振の状態」という。）に該当する者。ただし、当社が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
十　その他指名することが不適格であると認められる者

第６　指名業者数

この基準による指名が可能な者を最低５者以上指名するものとする。ただし、契約の性質又は目的等により指名することのできる者がこれに達しない場合は、この限りではない。

第７　指名業者の選定部門

指名業者選定に関する一連の事務処理は、各本部の契約を担当する課において行うものとする。

第８　その他

一　この基準は、指名競争入札以外の他の契約方法においても準用する。
二　この基準の運用等の細目は、指名業者選定委員会において定める。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。
この基準は、令和４年４月１日から施行する。
この基準は、令和７年４月１日から施行する。
この基準は、令和８年１月１日から施行する。